

会計基準の法的根拠に関する一考察

——IASB, FASB, ASBJ の比較を中心として——

真 田 正 次

I はじめに

現在，多くの国および地域における会計基準の設定はプライベート・セクターの基準設定主体によって行われている。しかしながら，プライベート・セクターの基準設定主体はパブリック・セクターの組織と違い本来的に組織的正統性を欠いているため，プライベート・セクターの基準設定主体が作り出した会計基準が強制力を持つためにはその法的根拠が明確化される必要がある。

筆者は前稿（真田 [2009]）において国際会計基準¹⁾の正統性に関する議論を行い，正統性モデルを提示した。後述のように正統性に関する議論の前提として，会計基準の法的根拠を分析することが特に重要となる。

本稿の目的は，各国および地域における会計基準の法的根拠を比較検討し，その在り方の共通性や普遍性，あるいは差異性を明らかにすることにある。また，ここから得られた知見によって国際会計基準の正統性モデルに関する議論を補完することを目的としている。

比較の対象とする国および地域として日本，米国，欧州を取り上げる。具体的には日本の財務会計基準委員会（以下，ASBJ とする），米国

の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, 以下，FASB とする），IASB が対象となる²⁾。

方法論として，Cunningham [2005] のフレームワークを使って法的根拠の比較を行う。これは，ウィーク・フォーム，セミ・ストロング・フォーム，ストロング・フォームという3種類の分類スキームによって法的根拠を分析するものである。このフレームワークを利用することによって，会計基準の法的根拠の類型化がなされるとともに，会計基準に法的な根拠が与えられるメカニズムが明らかとなる。また，このフレームワークでは，規制の目的の達成を最大化するとともに，政府資源の利用を最小化するためには，各国および地域の政府または規制主体がセミ・ストロング・フォームの会計基準を採用することが最適であると想定している。

本稿の特徴は，①Cunningham [2005] のフレームワークを利用し，FASB, IASB, ASBJ の設定する会計基準の法的根拠に関してより明解な類型化を試みたこと，②会計基準の法的根

1) 本稿の議論の中で，国際会計基準とは，国際会計基準委員会（IAS）と国際会計基準審議会（IASB）が設定した基準，具体的には国際会計基準（IAS）第1号から第41号，国際財務報告基準（IFRS）第1号から第8号，さらに付随する解釈基準等を指している。また国際会計基準と同義で IFRSs を適宜使い分けることとする。

2) 現在，IFRS は 100ヶ国以上の国で採用されているが，Fleckner [2008] は「そのような事実にも関わらず，欧州共同体というただ一つの優位的な政治的枠組みが他のすべての国々の存在感を小さなものとしている」と指摘している（Fleckner [2008] p. 287）。また，IASB は連結財務諸表の会計基準に関するかぎり，実質的に欧州共同体の基準設定主体として機能している。そのため，本稿では欧州の基準設定主体として IASB を取り上げた。このことは，本稿が連結財務諸表に係る会計基準のみを対象にしていることも意味している。

拠の検討においてたんに会計基準の根拠法を示すのではなく、会計基準の constitution, すなわち会計基準に法的な根拠が与えられるメカニズムに関する研究を行っていること、さらに、③わが国における連結財務諸表規則等の改正の意味を明らかにしたこと、である。

本稿の構成は、以下の通りである。第Ⅱ節において、本稿で取り扱う概念の明確化を行う。第Ⅲ節において、研究視座、すなわち、Cunningham [2005] のフレームワークが提示される。第Ⅳ節において、会計基準の法的根拠に関する具体的な検討がなされる。最後に本稿のまとめが行われる。

Ⅱ 概念の明確化

1 正統性と法的根拠

本稿において、正統性とは多数者間の関係に基づく合意への動機付けであると定義する。このような正統性は、カリスマや伝統あるいは合法性によって一意的に決定されるのではなく、その獲得のためには多数者による合意に達するための重層的な仕掛けや手続きを必要としている。そして、この仕掛けや手続きの中で法的規範は強制的な動機付けとして機能している。

国際会計基準の正統性を分析する際のモデルとして正統性モデルを想定する。正統性モデルとは、多層的なネットワークとして捉えられる現代的な規制システムを多面的に分析するためのモデルであり、国際会計基準に係る基準そのものの正統性と基準設定主体との正統性を分離して捉えることを特徴とする。基準そのものの正統性の構成要素には、①基準の採用がもたらす便益による正当化、②他の組織による強制力や資源の利用、③意思決定有用情報の提供、④理論的整合性、⑤隣接システムとの整合性、があり、基準設定主体の正統性の構成要素には、①組織構造と策定プロセスによる正当化、②上位組織による基準設定権限の付与・承認、があっ

た³⁾。

「隣接システムとの整合性」とは、国際会計基準が正統性を持ちうるためには、各国の法制度、税制度、開示制度、会計専門職の発展度合い、あるいは会計実務との整合性が必要であるということの意味しているが、この「隣接システムとの整合性」の議論において、プライベート・セクターである IASB による会計基準設定活動はそれ自体が本質的な法的根拠を持ちえないため、各国の法制度との関係について考察することが特に必要となる⁴⁾。また、この会計基準の法的根拠の問題は、「他の組織による強制力や資源の利用」と「上位組織による基準設定権限の付与・承認」といった他の正統性の構成要素とも密接に関連している問題でもあった⁵⁾。

本稿では、国際会計基準の正統性モデルの議論を前提としつつ、各国および地域における会計基準の法的根拠の問題に焦点をあてて議論を進めていくこととする。

2 プライベート・セクターとパブリック・セクター

ここでプライベート・セクターの組織とパブリック・セクターの組織について簡単に整理してみたい。プライベート・セクターの基準設定主体を議論する場合、その組織のルール作成に関する政府からの独立性や組織設置に関する政府の関与度が重要となる。組織設置のイニシアティブ、すなわち組織の設定主体を横軸とし、

3) 以上の議論に関しては、真田 [2009] を参照されたい。

4) 徳賀 [2000] は、「国際基準は各国において国内基準化（国内法化あるいは法に代替する「正統性」の根拠の整備）がされない限り制度として機能し得ない」と指摘している（徳賀 [2000] 148-149 ページ）。

5) 本稿における法的根拠とは、会計基準の法的背景や法的後ろ盾、すなわち legal backing を意味しており、具体的な根拠法を意味しているわけではないことを付言しておきたい。

ヒト・モノ・カネといった政府の資源の投入を縦軸としてマトリックスとしたものが第1図である。形式論理的には4つのパターンが想定できる。第1象限は政府が設置し政府の資源によって運営される最も典型的なパブリック・セクターであり、第4象限は民間が設置し民間の資源によって運営される最も典型的なプライベート・セクターである。第2象限・第3象限はその中間パターンであり、パブリック・セクターあるいはプライベート・セクターのどちらに含めるかは論者の視点においてさまざまなパターンが想定される。ただし、現実的には第3象限に属する組織が存在することはあり得ないかもしれない。また、強制力という面からは第1象限に属する機関によって規制の目的達成の最大化がなされ、政府の資源の投入という面からは第4象限に属する機関によって最小化が行われることになる。

本稿の議論との関連で言えば、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission, 以下 SEC とする）や公開企業会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board, 以下 PCAOB とする）は第1象限に属し、公的資金が一部投入されている FASB は第2象限もしくは第4象限に属し、米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants, 以下 AICPA とする）は第4象限に属すると考えられる。さらに、IASB は典型的なプライベート・セクターとして第4象限に属している。

わが国の企業会計審議会は通常パブリック・

第1図 会計基準設定主体と政府との関係の4つのパターン

		組織の設定主体	
		政府	民間
政府の資源の投入	多	第1象限	第2象限
	少	第3象限	第4象限

出所：筆者が作成。

セクターに属するもの（第1象限）と考えられている。ASBJ には金融庁から国際会計基準事務委託費として一部公的資金が投入されているため、第2象限もしくは第4象限に属すると考えられる⁶⁾。

プライベート・セクターの基準設定主体はパブリック・セクターの組織と違い本来的に組織的正統性を欠いているため、多くの論者によって正統性を保持することの必要性が指摘されているとともに⁷⁾、プライベート・セクターとパブリック・セクターとの相互依存関係を多くの論者が指摘している⁸⁾。

Ⅲ 研究視座の提示

ここでは、本稿における研究視座として Cunningham [2005] におけるフレームワークを提示する。

Cunningham [2005] は、①法律＝著作権のないもの、もしくは著作権を付与することがそぐわないもの、②プライベート・セクターの作り出したもの＝著作権のあるもの、もしくは著作権を付与することができるもの、という2つの前提を置き、プライベート・セクターの基準

6) 米国財務会計財団 (FAF) の年間収入 35.5 百万ドルのうち州政府・各地方自治体からの寄付が 1.21 百万ドル (3.4%) となっている (FAF [2008])。また、(財) 財務会計基準機構に対して金融庁より国際会計基準事務委託費として 75,180 千円 (年間収入に対して 8.2%, 平成 18 年度決算ベース) が交付されている。これらの金額を少額であると考ええるならば FASB, ASBJ ともに第4象限に属すると考えることができる。

7) 例えば, Johnson and Solomons [1984], Young [1994], Tandy and Wilburn [1996], Durocher et al. [2007], Chua and Taylor [2008], Luthardt and Zimmermann [2008] を参照されたい。

8) 例えば, Perry and Nolk [2005] [2006], Bratton [2006], Zimmermann et al. [2008], Richardson [2009] を参照されたい。

設定主体が作り出した基準がどのようにして法体系の中に統合されるのかという問題に関して、「著作権の適格性」(the copyright eligibility)をキーワードにして議論を行っている。

すなわち、プライベート・セクターが設定し本来的に著作権に関して適格性を持った文書(copyright-eligible works)は、①法律文書の中でそれに関する言及を行うこと、②設定後に法律に組み込まれること、③公的に認められた組織である基準設定者として政府から事前に指名された組織が作成していること、という3つのルートによって、潜在的に著作権には不適格なものと考えられる法律の属性物と見なすことができる⁹⁾と指摘する(Cunningham [2005] p. 3)。そして、米国の会計基準の法的根拠に関して、それぞれ、①ウィーク・フォーム(weak form)、②セミ・ストロング・フォーム(semi-strong form)、③ストロング・フォーム(strong form)という3類型による分類スキームを提示している。

この分類スキームによるならば、会計基準は裁判所が権威的な文書を証拠として認める場合のように、それへの言及を行うこともしくは参照することによって(by reference)ウィーク・フォーム・ルートから法律へと組み込まれていく(例:AICPAの設定する会計基準)。セミ・ストロング・フォームのルートは、立法機関がある基準を法律として採用する場合のように、採用(adoption)によって確立される(例:FASBの設定する会計基準)。それは具体的には権限の委譲や承認という手続きをとる。ストロング・フォームのルートは、PCAOBといった政府機関が特定の基準設定主体を指名する場合のように、任命(ordainment)によって確立される(Cunningham [2005] p. 8)。

具体的な分類手続きに関しては、基準設定主体の違い(パブリック・セクターもしくはプライベート・セクター)によってストロング・フォームとそれ以外に二分され、さらに承認方

法の違いによってセミ・ストロング・フォームとウィーク・フォームに分割されることになる。セミ・ストロング・フォームとウィーク・フォームとの差異について、Cunningham [2005]の議論から補足的な説明を行ってみると次のようになる。1938年、SECは会計連続通牒(Accounting Series Release, 以下ASRとする)第4号によって「実質的に権威ある支持が存在している」(substantial authoritative support existed)会計原則をGAAPとして受け入れ可能なものとして認めるという方針を公式に採用し、AICPAの設定する組織(会計手続委員会(CAP)、会計原則審議会(APB))は、1973年までそのような支援の主要な提供者であり、それ以後も補完的な権威(supplemental authority)を提供し続けたと指摘する(Cunningham [2005] p. 28)。他方、1973年、FASBの発足とともにSECはFASBのプロナウンスメントを「権威を有するGAAP」(establishing authoritative GAAP)として正式に認めるとともにFASBを「実質的に権威ある支持が存在している」基準設定主体と認め(ASR第150号)、さらに、サーベインズ・オックスリー法(以下、SOX法とする)の施行に伴い再承認を行っている⁹⁾と指摘している(SEC [2002b]を参照のこと)。従って、Cunninghamはウィーク・フォームとセミ・ストロング・フォームとの分岐点、すなわち「言及・参照」と「権限の委譲もしくは承認」の分岐点をASR第4号と第150号との差異、すなわち、より具体的な明言と法による委任の有無に置いていることが分かる⁹⁾。

以上の議論を簡単にまとめてみたものが第1

9) 金融制度監視機構[2009]は、「公正ナル会計慣行」を論じた中で、それが法規範に準ずるルールとして、法と同視しうるだけの①「慣行性」や「周知性」、②内容の明確性、③法による委任(強制力行使の正当性)の有無、が要求されると指摘している(金融制度監視機構[2009] 6ページ)。

第1表 会計ルールの法的根拠の3類型

ストロング・フォーム・ルート	パブリック・セクターまたは準政府機関が基準を設定し、それを規則として採用することによって法的地位を獲得する。
セミ・ストロング・フォーム・ルート	政府機関によるプライベート・セクターへの基準設定権限の委譲および/または基準の事後的な承認によって法的地位を獲得する。
ウィーク・フォーム・ルート	規制主体によって、参考・引用されることによって法的地位を獲得する。

出所：Cunningham [2005] より，筆者が作成した。

表となる。本稿では、この3類型に従ってIASB, FASB, ASBJが設定する基準がどのような法的根拠を持っているのか分析を行う。このフレームワークを援用することによって、各国および地域の会計基準の法的根拠の類型化がなされるとともに、会計基準に法的な根拠が与えられるメカニズムが明らかとなる。

Cunningham [2005] によると、政府には規制の効果を最大化するという規制本来の目的とプライベート・セクターによるルールを利用することにより政府資源の利用を最小化するという目的がある。規制の効果を最大化という目的は、先述のように、政府が直接規制を行うストロング・フォームのルートによって実現され、政府資源の利用の最小化という目的は基準設定を外部にアウトソーシングするウィーク・フォームのルートによって達成されることになる。ところが、この2つの目的はトレード・オフの関係にあるため、規制の最適解は両者の中間地点であるセミ・ストロング・フォームによって達成されることになる¹⁰⁾と指摘している (Cunningham [2005] p. 41)。この点がCunninghamのフレームワークのもう一つの特徴である¹⁰⁾。

Ⅳ 会計基準の法的根拠の比較

1 米国のケース

米国における開示規制ならびに会計基準の設定権限は1933年証券法と1934年証券取引所法

によって、連邦議会から「準司法的機関」(杉本 [2005] 24 ページ) としてのSECに付与されていること、さらに、その設定権限がASR第150号ならびにSOX法第108条において、FASBに委譲されていることがその特徴として多くの論者によって指摘されている(例えば、Johnson and Solomons [1984], Solomons [1986], 加藤 [1994], 大石 [2000], 津守 [2002], Fleckner [2008], 杉本 [2009b] など)。

津守 [2002] は、米国におけるこのような状況を「二重規制システム」(津守 [2002] 68 ページ) と指摘し、大石 [2000] は、パブリック・セクターであるSECがプライベート・セクターであるFASBに会計基準を設定する権限を委譲しFASBにガイダンスを仰ぐとともに、FASBはSECの権威に頼っているという相互依存の関係にあると指摘している(大石 [2000] 4 ページ)。さらに、杉本 [2009b] は、アメリカ連邦議会がSOX法第108条第(b)項を通じて、SECに対してある会計基準をGAAPとして認める権限とGAAPの設定主体として承認

10) ただし、セミ・ストロング・フォームには、2つの法的制約、すなわち、①法制定の機能を私的機関へと委譲することを禁じた憲法による原則、換言するとプライベート・セクターによる基準設定の正統性の問題、②開かれた政府と法へのアクセスという精神による法的文書の公開要求、換言するとデュー・プロセスと公開に関わる問題、が存在することが指摘されている (Cunningham [2005] pp. 41-42)。

する権限を付与したことを指摘するとともに（杉本 [2009b] 39 ページ）、SEC は会計連続通牒（ASR）や財務報告通牒（FRR）を通じて会計基準設定権限を民間部門へと「条件付権限委譲」（杉本 [2009b] 38 ページ）を行っている」と指摘している。

Fleckner [2008] は、FASB が米国で唯一の基準設定主体であること、FASB は独立組織として、財務会計財団（FAF）評議会が適当であると認める範囲でいかなる組織変更を行うことも可能であること、を指摘している（Fleckner [2008] pp. 286-287）¹¹⁾。さらに、FASB が証券法の規定を遵守するかぎりにおいて、FASB が設定する会計基準は SEC によって正式に承認されることになり、FASB によって設定された基準は、SEC による介入がないかぎり自動的に法的権威が付与されることを指摘する（Fleckner [2008] p. 291）。

以上、要約すると、米国において会計基準の設定権限は、1933 年証券法と 1934 年証券取引所法によって連邦議会から SEC へ委譲されるとともに、ASR 第 150 号ならびに SOX 法第 108 条によって FASB へと二重に委譲されている。さらに、FASB によって設定された基準は、SEC による介入がないかぎり自動的に法的権威が付与されていた。Cunningham [2005] のフレームワークでは FASB が設定する会計基準をセミ・ストロング・フォームの典型例として取り上げていたが、以上の議論から FASB が設定する会計基準が会計基準設定権限の委譲によるセミ・ストロングの法的根拠が与えられていることが分かる。

2 欧州のケース

欧州では、2002 年 7 月に制定された「IAS 規

則」（European Parliament [2002]）によって、欧州域内の規制市場に上場する企業は、2005 年 1 月 1 日以降開始する会計年度に関する連結財務諸表を国際会計基準に従って作成しなければならないとされた。他方、上場企業の個別財務諸表、および非上場企業の個別・連結財務諸表に IFRS の採用を義務づけるかどうかについては、EU の加盟国に選択権が与えられている（潮崎 [2009a] 57 ページ）。

Armstrong et al. [2007] は、IAS 規則は域内企業に対してプライベート・セクターである IASB が設定した IFRS の採用を規定していたけれども、欧州委員会が EU 域内での使用を要求する以前に IFRS をエンドースしなければならなかったことを指摘している（Armstrong et al. [2007] p. 4）。エンドースのための 3 つの規準とは、①真実かつ公正な概観という原則との一致、②理解可能性・目的適合性・信頼性・比較可能性という要件を満たすこと、③欧州における公共の利益に資すること、であった。

EU のエンドースメントは、プライベート・セクターの「欧州財務報告諮問グループ」（European Financial Reporting Advisory Group, 以下、EFRAG とする）とパブリック・セクターの「会計規制委員会」（The Accounting Regulatory Committee, 以下、ARC とする）による二段階の「ハイブリッドな承認メカニズム」（稲見 [2008] 41 ページ）、あるいは「技術的及び政治的レベルの二重のプロセス」（佐藤 [2008] 16 ページ）によって行われている。このような EU の会計戦略の特徴としては、「EU の利益確保を前提に、民間の基準である IAS/IFRS（および解釈指針）を『EU 法に承認された国際的会計基準』へと転化させるプロセスを組み込んでいることである。（中略）IAS 適用命令をはじめ種々の法令等に基づき、IAS/IFRS（および解釈指針）を EU の枠組みのなかで検証し、承認された基準と解釈指針に対し法的規範性を付与する仕組みになってい

11) SEC の拒否権や介入の法的根拠として Fleckner [2008] は SEC [2002b] や SOX 法第 108 条を挙げている（Fleckner [2008] pp. 286-287）。

る」(稲見, 前掲論文, 45 ページ) ことが指摘されている。

潮崎 [2009a] が指摘しているように, EU における IFRS のエンドースメントは EU の法令の中で最も拘束力の強い IAS 規則を通じて基準ごとに個別承認されるが, ヘッジ会計の一部が分離除外 (カーブ・アウト) されているため EU 版 IFRS と本来の IFRS とは必ずしも一致してしない (潮崎 [2009a] 57 ページ)。

以上, 要約すると, EU は会計基準設定権限を IASB に委譲しているわけではなく, そのため, プライベート・セクターである IASB の設定する基準が自らの要求を満たすものであるのか審査を行うエンドースメントという手続きが必要となることが欧州における特徴として指摘されている。また, この承認手続きもプライベート・セクターである EFRAG とパブリック・セクターである ARC という二段階の手続きを経て行われることが指摘されている。欧州において IASB によって設定された基準は, 欧州委員会による承認がなされないかぎりいかなる権威も付与されない (Fleckner [2008] p. 291)。しかしながら, 二段階のエンドースメント・プロセスに基づく個別承認ののちは, IAS 規則に基づいて域内企業に対して IFRS は強制適用されるため, Cunningham の定義による会計基準の事後的な承認によるセミ・ストロング・フォームの法的根拠が与えられていると考えられる。

3 日本のケース

わが国の会計基準の法的基盤に関して, 金融商品取引法上の会計基準の法的な根拠は, 「この法律の規定により提出される貸借対照表, 損益計算書その他の財務計算に関する書類は, 内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語, 様式及び作成方法により, これを作成しなければならない」(同法第 193 条) とされていることであ

り, 内閣府令 (「財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則」) において, 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」(同規則 1 条 1 項) とされている (松尾 [2009] 206 ページ)。会社法上の会計基準の法的な根拠は, 同法 431 条において「株式会社の会計は, 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」とされていることであり, 法務省令である「会社計算規則」では「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては, 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」(第 3 条) とされている (松尾, 同上書, 206-207 ページ)。

上記のような会計基準の設定権限は具体的には金融庁が有しており, さらにこの権限は, 金融庁組織令により, (財) 財務会計基準機構・企業会計基準委員会 (ASBJ) ではなく, 企業会計審議会に委譲されているというのが, わが国の法令上の仕組みである (佐藤 [2004] 19 ページ)。すなわち, 法令上, ASBJ については, 会計基準設定の権限を有するかどうか, あるいは ASBJ の設定した企業会計基準の法的根拠に関する明確な規定が存在しておらず, このことは多くの論者から指摘されている (例えば, 石井 [2003], 佐藤 [2004], 進 [2004], 澤邊 [2005], 大石 [2007], 特別委員会 [2008], 神田 [2009], 金融制度監視機構 [2009] など)。

例えば, 特別委員会 [2008] は, 日本の会計基準設定主体がパブリック・セクターの企業会計審議会からプライベート・セクターの ASBJ へと移行したが, 「その設定する会計基準の法的確信または法的強制力は明示的ではない」(特別委員会 [2008] 35 ページ) と指摘している。さらに, 本来的に金融庁が有している基準設定権限は ASBJ ではなく, 企業会計審議会に委譲されており, パブリック・セクターからプライベート・セクターへの移行が「法制度上の実態としては完全な移行となっていない」(同上書,

36 ページ) と主張している。

進 [2004] は、会計基準がパブリック・セクターとプライベート・セクターの関わりによって設定されると指摘し (進 [2004] 108 ページ)、米国・英国の会計制度とドイツ・日本の会計制度の比較検討を行っている。その中で、米国および英国においては、プライベート・セクターによる会計基準設定を維持・強化するために、そのような設定機関が公表する会計基準に規範性・正統性を付与することを目的として明文化によって法的裏付けが行われることを指摘し (同上論文, 111 ページ)、ドイツおよび日本における法的裏付けは条文解釈を要する柔軟かつ個別的なもので、行政機関による介入の余地が大きいこと、すなわち、依然としてパブリック・セクターが主導する会計基準設定が社会的に求められていることを指摘した (同上論文, 112 ページ)。さらに、わが国に関しては、企業会計審議会による会計基準に対してはより規範性を強化するために法的裏付けが明確化された一方で、企業会計基準委員会 (ASBJ) の根拠は法令上に規定されておらず、また ASBJ 基準に対しては法令上の条文解釈に委ねられていると主張している (同上論文, 114 ページ)。

澤邊 [2005] は、1990 年 7 月の財団法人企業財務制度研究会 (COFRI) の設立から 2001 年 7 月の企業会計基準委員会 (ASBJ) の設立にいたる過程を論じている。両組織はともに会計をめぐる国際的な環境変化に対応するために設立されたものであるが、前者はパブリック・セクターによる会計基準設定構造を維持するために、後者はプライベート・セクターによる会計基準設定構造の確立のために設置されたことを指摘している (澤邊 [2005] 92 ページ)。また、現状において、機能的には財務会計基準機構が COFRI を引き継いだ形となっており、基準設定主体として ASBJ と企業会計審議会という「二つの基準設定主体が一国内に並存する変則的状况」 (同上書, 104 ページ) にあると主張し

ている。

大石 [2007] は、会計制度を十分に理解するにはそれが社会制度として存在し、しかも法規範によって強く規制されていることの意味、すなわち「会計規制」(accounting regulation) の意味を考える必要があると主張している。そして、プライベート・セクターである ASBJ が定めた会計基準が法規範性を持つためには、法的権限を有する金融庁による承認が必要であり、ASBJ が企業会計審議会の任務と責任を「そのまま」(大石 [2007] 249 ページ) 引き継いだわけではないと指摘している。さらに、FASB の会計基準は SEC が拒否しないかぎり、法的な強制力を持つことを指摘し、米国の FASB と SEC との関係がわが国の ASBJ と金融庁との関係とはその性質が異なっていることを指摘するとともに、米国のほうが民間に権限を委譲している程度が大きく、日本の場合は行政の介入の余地が大きいと主張している (同上書, 249 ページ)。

以上、要約すると、日本において会計基準設定主体としてプライベート・セクターである ASBJ が機能しているが、①その法的根拠は明示的ではないこと、そのため、②パブリック・セクターからプライベート・セクターへの移行が法制度上の実態としては完全な移行となっていないこと、を多くの論者が指摘している。さらに、FASB と SEC との関係と、ASBJ と金融庁との関係は形式的な類似性を見せながら、その実質において異なっていることが指摘されている。

日本の会計をめぐる法体系に関して具体的に整理してみると、法律 (金融商品取引法、会社法)、法による委任の存在する法規命令である内閣府令 (財務諸表等規則や連結財務諸表規則など)、法による委任のない行政規則である通達 (財務諸表等規則ガイドラインや各種証券局長通達など) という階層構造をなしている。ASBJ の基準は、法令には属さない、すなわち

第2表 会計基準の法的根拠の比較

米国の状況	欧州の状況	日本の状況
・ FASBによって設定された基準は、SECによる介入がないかぎり権威が付与される。 ・ 二重の権限委譲	・ IASBによって設定された基準は、欧州委員会による承認がなされないかぎりいかなる権威も付与されない。 ・ 基準設定のアウトソーシングと事後的承認	・ ASBJによって設定された基準は、金融庁・総務企画局からのガイドラインによって権威を付与される。 ・ 2つの基準設定主体が並存する変則的状況
・ 会計基準設定権限の委譲によるセミ・ストロング・フォームの法的根拠	・ 会計基準の事後的な承認によるセミ・ストロング・フォームの法的根拠	・ ガイドラインによるウィーク・フォームの法的根拠

出所：筆者が作成。

法による委任のない通達（ガイドライン）の中で参照されることによって法的地位を獲得していることになるため、ウィーク・フォームのものであると考えられる¹²⁾。

上記の議論をまとめたものが第2表となる。

4 わが国における新たな展開

前項で考察したように、わが国においてASBJが設定する会計基準の法的根拠はウィーク・フォームのものであることが明らかとなった。そしてこのような状況は、多くの論者によって問題視されていた。しかしながら、2009年6月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（日本版ロードマップ）と同時に金融庁によって公表された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」（以下、「改正案」とする）によって事態は新たな展開を示すこととなる¹³⁾。

「改正案」は、①「連結財務諸表の用語、様式

及び作成方法に関する規則」（連結財務諸表規則）の改正、②「『財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」（財務諸表等規則ガイドライン）の改正、③金融庁告示案、を骨子としている（杉本 [2009c] 81 ページ）。その内容に関して第一に、連結財務諸表規則等の改正の中で適用の一般原則として、一定の要件を満たす団体が作成および公表を行った企業会計の基準のうち、「公正かつ適正な手続きの下に作成及び公表が行われたと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする」（金融庁 [2009]）規定を新設することとされた。また、これらの改正を踏まえ、財務諸表等規則ガイドライン等についても所要の改正を行うこととされた。さらに、重要なことは、金融庁告示によって、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定める基準は「財務会計基準機構が設置したASBJによって作成された基準であると明確化されたことである。

第二に、適用の特例として、国際的な財務活動または事業活動を行う会社として一定の要件を満たす企業（特定会社）が提出する連結財務諸表の用語、様式および作成方法は、一定の要件を満たす団体が作成および公表を行った企業

12) 金融制度監視機構 [2009] は、長銀粉飾決算民事事件第一審判決が「法の委任の有無」によって、企業会計審議会が公表する会計基準と監督官庁が発する資産査定通達を別異に論じていると指摘している（金融制度監視機構 [2009] 6 ページ、脚注 21）。

13) その後、2009 年 12 月 11 日に改正府令が公表された。

会計の基準のうち、「公正かつ適正な手続きの下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものと金融庁長官が定めるもの」(同上書)、すなわち「指定国際会計基準」に従うことができるとする規定を新設することとされた。そして、この「指定国際会計基準」とは、金融庁告示によって、国際会計基準委員会財団が設置したIASBによって作成された基準であると明確化されたのだった。

ここで金融庁告示がどのような法的効力を持つのかという点に関して、告示は通達と同様に本来法令とは考えられないが、府省令の委任により大臣(ここでは金融庁長官)が一定の事項を定めるべき場合などは告示の形で定められ、法令としての効力を有するものと考えられている。従って、従来のガイドライン(通達)とは異なり、金融庁告示によって「これまでのASBJが発する企業会計基準の法的な位置づけに比べると、一段高い存在へと引き上げられた」(杉本[2009c] 84ページ)と考えることが可能である。本稿の議論との関連で言うと、改正された連結財務諸表規則(内閣府令)や金融庁告示の規定をパブリック・セクターによるASBJへの基準設定権限の委譲ないしはASBJの企業会計基準への承認と解釈するならば、従来、ウィーク・フォームであったASBJの基準の法的根拠がセミ・ストロング・フォームのものへと移行したと理解することが可能であろう。同時に、当面对象とするのは「特定会社」だけではあるが、IASBの公表するIFRSに対しても同じく改正された連結財務諸表規則(セミ・ストロング・フォーム)や金融庁告示(ウィーク・フォーム)の規定により、わが国においてセミ・ストロング・フォームの法的根拠が与えられると解することが可能となる。そのため、IFRSの採用は、法改正を伴うことなくこのような行政立法の範囲内での対応によって、わが国の法制度とも整合的なものとなるのである¹⁴⁾。

以上、わが国における新たな展開として、従来、ウィーク・フォームの法的根拠が与えられていたASBJが設定する企業会計基準に対して、改正された連結財務諸表規則と金融庁告示によってセミ・ストロング・フォームの法的根拠が与えられるようになったこと、今後想定されるわが国における国際会計基準のアドプションに関して、IFRSに対しても同様にセミ・ストロング・フォームでの法的根拠が与えられるようになるため、それがわが国の法制度の中で整合性を欠いたものとはならないことをここでは指摘した。

V おわりに

本稿の目的は、各国および地域における会計基準の法的根拠を比較検討し、その在り方の共通性や普遍性、あるいは差異性を明らかにすること、さらに、ここから得られた知見によって国際会計基準の正統性モデルの中の「隣接システムとの整合性」に関する議論を補完すること、であった。

法的根拠の強度に関する3類型に基づく分析によって、米国ではFASBが設定する会計基準に対して会計基準設定権限の委譲によってセミ・ストロング・フォームの法的根拠が与えられていること、欧州ではIASBが設定するIFRSに対して事後承認によるセミ・ストロング・フォームの法的根拠が与えられていること、日本ではASBJの設定する会計基準に対してガイドラインによるウィーク・フォームの法的根拠が与えられていること、が明らかとなった。さらに、わが国における会計基準のウィーク・フォームでの法的根拠は多くの論者によって問

14) ここでの議論は、あくまで任意適用のケースを想定しており、IFRSが強制適用となった場合には別途大きな難問が存在していることを弥永[2009]は指摘している(弥永[2009] 64ページ)。

題視されていたが、2009年6月の連結財務諸表規則等の改正および金融庁告示の制定によって、ASBJによる会計基準の法令上の位置づけが明確化されたため、新たにセミ・ストロング・フォームの法的根拠が与えられることとなった。

以上の分析結果から、会計基準設定権限の委譲もしくは事後承認という手続き的な相違点にもかかわらず、現在、米国、欧州、日本のプライベート・セクターによる会計基準に対してセミ・ストロング・フォームの法的根拠が共通して与えられていること（あるいは今後与えられること）が分かる。従って、Cunningham [2005] による「規制の目的を最大化するとともに、政府資源の利用を最小化するために、各国および地域の政府または規制主体はセミ・ストロング・フォームの会計基準を採用する」という想定が一定程度の一般性を持つことが明らかとなった。会計と法律ないし法制度に関する従来の研究では、法制度を成文法と判例法とに二分し、それにフランコ・ジャーマン型会計あるいはアングロ・アメリカン型会計を対応させるといった議論が支配的であるとともにある程度の妥当性を有していた¹⁵⁾。このような法制度の違いにもかかわらず、各国および地域において会計基準と法との結びつきにある共通性が存在することを指摘したことは本稿における新たな知見であろう。ただし、この想定が理論的仮説として普遍妥当性を持つためにはさらに多くの事例による分析が必要となる。これに関しては今後の課題としたい。また、欧州およびわが国の例から、IASBという各国や地域の政府から独立したプライベート・セクターが作り出した会計ルールをそのまま各国における会計ルールとすることの正統性に関する議論の中で、国際会計基準に対して、仮に、セミ・ストロング・

フォームでの法的根拠が与えられるならば、それが日本の法制度の中で整合性を欠いたものとはならないことが指摘できる。

本稿の特徴として、①Cunningham [2005] のフレームワークを援用し、FASB, IASB, ASBJ の設定する会計基準の法的根拠に関してより明解な類型化が試みられたこと、②会計基準に法的な根拠が与えられるメカニズムに関する研究を行っていること、加えて、③わが国における連結財務諸表規則等の改正の意味を明らかにしたこと、が指摘できる。ただし、本稿の議論はあくまで法的根拠に関する形式論理的な議論を行ったものであり、法的根拠の強度の差が必ずしもエンフォースメントの強度を意味しているわけではないことを最後に指摘しておきたい¹⁶⁾。(了)

参考文献

- Armstrong, C. S., M. E. Barth, A. D. Jagolinzer and E. J. Riedl [2007] "Market Reaction to the Adoption of IFRS in Europe," *working paper SSRN No. 903429*.
- Bratton, W. W. [2006] "Private Standards, Public Governance: a New Look at the Financial Accounting Standards Board," (forthcoming *Boston College Law Review*) *working paper SSRN No. 902905*.
- Chua, W. F. and S. L. Taylor [2008] "The Rise and Rise of IFRS: An Examination of IFRS Diffusion," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 27, pp. 462-473.
- Cunningham, L. A. [2005] "Private Standards in Public Law: Copyright, Lawmaking and the Case of Accounting," *Boston College Law School, Legal Studies Research Paper Series*, No. 60, March 2, 2005.
- Cunningham, L. A. [2008] "The SEC's Global Accounting Vision: a Realistic Appraisal of a Quixotic Quest," *North Carolina Law Review*, Vol.

15) 例えば、徳賀 [2000] 98-99 ページを参照されたい。

16) 金融商品取引法上の国際会計基準のエンフォースメントに関しては松尾 [2009] を参照されたい。

- 87, *working paper* No. 401.
- Durocher, S., A. Fortin and L. Côté [2007] "Users' Participation in the Accounting Standard-setting Process: a Theory-building Study," *Accounting Organizations and Society*, Vol. 32, pp. 29-59.
- European Parliament and the Council of the European Union [2002] The IAS Regulation (EC) No. 1606/2002 of the European Parliament and the Council of 19 July 2002 on the Application of International Accounting Standards, *Official Journal of the European Union*. (European Parliament [2002])
- Fédération des Experts Comptables Européens (FEE) [2001] *Enforcement Mechanisms in Europe: A Preliminary Investigation of Oversight Systems*, April 2001.
- Financial Accounting Foundation (FAF) [2008] *Financial Accounting Foundation, 2008 Annual Report*, Financial Accounting Foundation.
- Fleckner, A. M. [2008] "FASB and IASB: Dependence Despite Independence," *Virginia Law & Business Review*, Vol. 3, No. 2 (Fall 2008), pp. 275-309.
- Johnson, S. B. and D. Solomons [1984] "Institutional Legitimacy and the FASB," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 3, pp. 165-183.
- Luthardt, U. and J. Zimmermann [2008] "A European View on the Legitimacy of Accounting Procedures: Towards a Deliberative-Accountability Framework for Analysis," *University of Bremen Working Paper Series*, SSRN No. 1121858.
- Perry J. and A. Nölk [2005] "International Accounting Standard Setting: A Network Approach," *Business & Politics*, Vol. 7, No. 3, Article 5.
- Perry J. and A. Nölk [2006] "The Political Economy of International Accounting Standards," *Review of International Political Economy*, Vol. 13, No. 4 (October 2006), pp. 559-586.
- Richardson, A. J. [2009] "Regulatory Network for Accounting and Auditing Standards: a Social Network Analysis of Canadian and International Standard-setting," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, pp. 571-588.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2002a] "Framework for Enhancing the Quality of Financial Information Through Improvement of Oversight of the Auditing Process," 67 Fed. Reg. 44,964, 45,011 (codified as amended at 17 C. F. R. 210,229 (2005)).
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2002b] "Policy Statement: Reaffirming the Status of the FASB as a Designated Private-Sector Standard Setter," Release Nos. 33-8221; 34-47743; IC-26028; FR-70.
- Solomons, D. [1986] *Making Accounting Policy: the Quest for Credibility in Financial Reporting*, New York: Oxford University Press, 加藤盛弘監訳 [1990]『会計原則と会計方針』森山書店。
- Tamm Halltröm, K. [2004] *Organizing International Standardization—ISO and the IASC in Quest of Authority*, Massachusetts: Edward Elgar Publishing.
- Tandy, P. R. and N. L. Wilburn [1996] "The Academic Community's Participation in Standard Setting: Submission of Comment Letters on SFAS Nos. 1-117," *Accounting Horizon*, Vol. 10, No. 3, pp. 92-111.
- Van Hulle, K. [2004] "From Accounting Directives to International Accounting Standards," Leuz, C., D. Pfaff and A. Hopwood (Eds.), *The Economics and Politics of Accounting: International Perspectives on Research Trends, Policy, and Practice*, New York: Oxford University Press, pp. 349-375.
- Young, J. J. [1994] "Outlining Regulatory Space: Agenda Issues and the FASB," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 19, No. 1, pp. 83-109.
- Zimmermann, J., J. Werner and P. B. Volmer [2008] *Global Governance in Accounting Rebalancing Public Power and Private Commitment*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- 石井明 [2003]「日本企業の IAS への対応」佐藤信彦 編著『国際会計基準制度化論』白桃書房, 252-276 ページ。
- 稲見亨 [2008]「EU における国際的会計基準適用の法的根拠——承認メカニズムに焦点を当てて——」『会計』第 174 巻第 4 号, 36-48 ページ。
- 大石桂一 [2000]『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- 大石桂一 [2007]「会計規制と会計ビッグバン」梶田龍三・由井敏範編著『現代会計と会計ビッグバン』

- 森山書店, 240-250 ページ。
- 小津雅加子 [2007] 「EU における会計基準統合プロセス」『企業会計』第 59 巻第 1 号, 69-77 ページ。
- 加藤盛弘 [1994] 『一般に認められた会計原則』森山書店。
- 神田秀樹 [2009] 「上場会社法制をめぐる論議」『季刊会計基準』第 24 巻, 2-4 ページ。
- 金融制度監視機構 [2009] 「『公正なる会計慣行』とは何か 報告書」(森重榮委員長), 2009 年 7 月 7 日。
- 金融庁 [2009] 「『連結財務諸表の用語, 様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)』等の公表について」2009 年 6 月 30 日。
- 金融庁・企業会計審議会・企画調整部会 [2009] 「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」(日本版ロードマップ) 2009 年 6 月 30 日。
- 経済団体連合会・日本公認会計士協会・全国証券取引所協議会・日本証券業協会・全国銀行協会・生命保険協会・日本損害保険協会・日本商工会議所・日本証券アナリスト協会 [2002] 「(財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等の取扱い (準拠性) について」2002 年 5 月 17 日。
- 佐藤誠二 [2008] 「EU における IFRS 会計実務の状況と課題——「IAS 適用命令」の履行とエンフォースメント——」『會計』第 174 巻第 5 号, 14-28 ページ。
- 佐藤信彦 [2004] 「会計基準の権威」『會計』第 165 巻第 2 号, 13-26 ページ。
- 真田正次 [2009] 「国際会計基準の正統性に関する一考察——Tamm Hallström の著書を中心として——」『経済論叢』(京都大学経済学会) 掲載予定。
- 澤邊紀生 [2005] 『会計改革とリスク社会』岩波書店。
- 潮崎智美 [2009a] 「IFRS 導入に伴う監査領域の拡大——EU およびドイツの事例」『企業会計』第 61 巻第 4 号, 57-64 ページ。
- 潮崎智美 [2009b] 「国際財務報告基準導入方法の多様性」『商学研究』(久留米大学) 第 14 巻第 3 号, 91-114 ページ。
- 進美喜子 [2004] 「会計基準設定の法的裏付け: 会計制度の国際的収斂の可能性」『産業経理』第 64 巻第 1 号, 108-117 ページ。
- 杉本徳栄 [2005] 「米国 SEC の国際開示戦略と FASB のミッション」平松一夫・徳賀芳弘編著『会計基準の国際的統一——国際会計基準への各国の対応——』中央経済社, 21-64 ページ。
- 杉本徳栄 [2009a] 「米国内での IFRS 適用に向けた動き」『企業会計』第 61 巻第 1 号, 61-74 ページ。
- 杉本徳栄 [2009b] 『アメリカ SEC の会計政策——高品質で国際的な会計基準の構築に向けて』中央経済社。
- 杉本徳栄 [2009c] 「会計基準設定と IFRS」『別冊企業会計 IFRS 導入の論点』80-96 ページ。
- 杉本徳栄 [2009d] 「U.S. GAAP の制度性」日本会計研究学会スタディ・グループ (藤井秀樹主査) 『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義 (中間報告)』日本会計研究学会, 3-29 ページ。
- 辻山栄子 [2009] 「IFRS 導入の制度的・理論的課題」『企業会計』第 61 巻第 3 号, 18-28 ページ。
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』森山書店。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論』中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2005] 「EU の国際会計戦略——インターナショナルアカウンティングへの再挑戦と「同等性評価」問題——」(国際会計研究学会年報 2005)。
- 徳賀芳弘 [2009a] 「グローバル化と財務会計研究の継承と発展」『會計』第 175 号第 1 号, 1-11 ページ。
- 徳賀芳弘 [2009b] 「国際財務報告基準への日本の対応——連単分離を論ずる枠組み——」『税経通信』8 月臨時増刊号, 3-10 ページ。
- 日本会計研究学会特別委員会 (広瀬義州委員長) (特別委員会) [2008] 『財務報告の変革に関する研究 (中間報告)』日本会計研究学会。
- 平松一夫・徳賀芳弘編著 [2005] 『会計基準の国際的統一——国際会計基準への各国の対応——』中央経済社。
- 平松朗・大橋秀樹 [2009] 「IFRS の任意適用に係る連結財務諸表規則改正案の概要について」『別冊企業会計 IFRS 導入の論点』12-23 ページ。
- 松尾直彦 [2009] 「金融商品取引法における国際会計基準のエンフォースメント」『東京大学法科大学院ローレビュー』第 4 巻, 2009 年 9 月。
- 弥永真生 [2005] 「EU における IAS への対応」平松一夫, 徳賀芳弘編著『会計基準の国際的統一』中央経済社, 65-92 ページ。
- 弥永真生 [2008] 「コンバージェンスと受容——金融商品取引法・会社法の観点から」『企業会計』第 60 巻第 4 号, 60-68 ページ。
- 弥永真生 [2009] 「IFRS と会社法」『企業会計』第 61 巻第 5 号, 61-67 ページ。
- 弥永真生, 梅原秀継, 川村義則 [2005] 「わが国の IAS

への対応」平松一夫，徳賀芳弘編著『会計基準の
国際的統一』中央経済社，183-244 ページ。

(2009 年 12 月 11 日受付，2010 年 2 月 10 日受理，シ
ニアエディタ：草野真樹)